

雲南市立三刀屋小学校 いじめ防止基本方針

H26年3月策定 4月施行

1 はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利及び基本的人権を著しく侵害し、児童の心身の健全な成長を阻害し、人格の形成等に甚大かつ重大な危険を生じさせるものである。現実、いじめによる自死がなくなる。自死を止めなければならない。いじめをやめさせなければならない。「子どもは未来の主権者」であり、わたしたちは、将来の社会を担う人材を育てているという自覚と責任をもって日々の教育活動を行っていかなければならない。

本校では、永井隆博士の「如己愛人」「平和を」の精神をふまえた教育を基盤として、いじめの予防と早期発見に特に重点的に取り組んでいく。また、いじめが発生してしまった場合には、児童の尊厳を最大限に重視し、教育委員会や地域、家庭、児童相談所等の関係機関との連携のもと、早急にいじめ根絶に向けて、組織を挙げて適切な対処に全力で取り組む。

さらに、常に安心して生活することができる学校の実現と維持のために、「いじめが0で安心しないこと」「いじめはいつでもどこでも起きる」という危機感をもち、いじめ防止に係わる取組を定期的なふり返し、改善を加えていく。

(1) いじめの定義

いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

「いじめ防止対策推進法」

(2) いじめの基本的認識

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ問題」にはどのような特質があるかを十分に認識し、日々「未然防止」「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」に的確に取り組むことが必要である。以下の①から⑦は、いじめの基本的な特質として認識しておく。

- ①いじめは、いつでも、どこでも、どの児童にでも起こり得るものである。
- ②いじめは、人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③いじめは、大人には気付きにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
- ④いじめは、いじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤いじめは、その行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥いじめは、教職員の児童観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦いじめは、学校、家庭、地域社会など全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

(3) 「いじめ防止のための基本的な方針」(H29.3.14 改定)

- 「一定の人間関係」とは、学校の内外を問わず塾やクラブ等、関わっている仲間や集団。どの子にもいじめは起こりうると考える。
- 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理やりさせられたりすること。一過性のものも見逃さず、いじめという視点をもつ。けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。
- 「心身の苦痛を感じている」児童の立場に立って、表面的・形式的に行うことなく「いじめ」に当たるかどうかの判断を行う。

＊例えば、好意から行った行為が相手に苦痛を感じさせてしまった。軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を築くことができた場合等、学校は「いじめ」という言葉を使わず柔軟な対応による対処も可能である。ただし、法が定義するいじめに該当するため、対策委員会へ報告する。

2 いじめ防止のための取組

(1) 基本的な考え方

いじめ問題において、「安全で温かい学級・学校づくり」等、未然防止に取り組むことが最も重要である。そのためには、日々の充実した学習の中で、児童の心と感性を育み、併せて日常的に児童の自尊感情や自己肯定感を醸成するなど「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む必要がある。

○いじめ発生時の学校の対応を示すことで、いじめの抑止につながると同時に児童・保護者に安心感を与える

○居場所づくり。一人一人を大切にした学級経営・学習指導

(2) 「子どものことが分かる」こと

取り組みを進める際に、最も大切なことは子どもが「先生は自分のことを分かってくれている」「自分のことを大事にしてくれている」ということを実感することである。

児童理解

- ①その子どもの言動の必然性が分かる。
- ②その子どもの生活背景が分かる。
- ③その子どもの当たり前のよさが分かる。
- ④その子どもの願いが分かる。

(3) 教職員自らのふり返り

「隠れたカリキュラム」わたしたち教職員が何気なくしていることが、児童の意識や価値観を形成している。児童は、わたしたちの一挙一動に目を向けているのである。教職員は児童のよきモデルとなり、慕われ、信頼されることが求められている。

- 「人権のための教育」－人権・同和教育を基底に据え、あらゆる教育活動の中で鋭い人権感覚を
培い、人間尊重の精神の育成を図る。
- 「人権としての教育」－基礎・基本の指導を徹底し、個に応じた指導を工夫し楽しくわかる授業
づくりに努める。
- 「人権を通じての教育」－児童一人ひとりの人権を守りながら指導・援助にあたる。

(4) 教職員の協働体制

温かい学級経営や教育活動を学年や学校全体で展開していくためには、教職員の温かい心の交流と共通理解が不可欠であり、互いに学級経営や授業、生徒指導等について尋ねたり相談したり、気軽に話ができる職場の雰囲気が必要である。そのためには、校内組織が有効に機能し、様々な問題へ対応できる体制を構築するとともに、児童と向き合う時間を確保し、心の通い合う学校づくりを推進することが必要である。

(5) 教職員による指導（定期的にチェック）

- 校内研修の確立と情報共有の場の確立及び児童への指導の徹底を図る。
- 人権・同和教育を基底に据えて全教育活動を展開するとともに、道徳教育の充実を図る。
- いじめを許さない体制を確立し、児童へ周知する。
- 児童への薫陶の時間と場を設定する。
- 「分かる授業」を展開する。
- 教員による自身の指導の振り返りを行い、向上を求めて努力を重ねる。
- 学年経営を中心とした児童の活躍の場づくり、居場所づくり、絆づくりに努める。
- 体験活動を充実させ、推進していく。
- 相互の授業の公開と見学等、多くの目でいろいろな学級を見る機会を創造し、授業力を高める。
- 異学年交流や異世代交流を推進していく。他

(6) 児童に培う力とその育成に向けた具体的取組

- ◇自尊感情と自己肯定感
- ◇規律を守った学校生活
- ◇美しいものを美しいと言える素直な心
- ◇みずみずしい感性
- ◇他者とのちがいを正しく認識できる力
- ◇他者のよいところを見つけ、認め合える力
- ◇他者の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操
- ◇未知なるものに進んでチャレンジする力
- ◇失敗しても何度も粘り強く取組む力
- ◇試行錯誤を繰り返すことのできる力
- ◇規範意識、善悪の判断力
- ◇ストレスに適切に対処できる力



【具体的な取組】

- ・一人一人の活躍の場の設定（学級経営の充実）
- ・付けたい力を明らかにした「分かる授業」実践
- ・学習や行動をふり返る時間の設定
- ・地域に根ざした価値ある豊かな体験活動の設定
- ・読書活動の推進
- ・児童理解の推進
- ・児童に対する適切なめあての設定
- ・児童の行為や成果への具体的な価値付け
(コメントやことばがけ)
- ・児童の個性を認め合う場の設定
- ・ソーシャル及びコミュニケーションスキルの育成
- ・成長に応じためざす子ども像の周知と規範意識
- ・善悪の判断力等の育成

(7) 児童の主体的な取組

- ☐ 児童会を中心として、互いに良さを認める・感謝を伝えるメッセージを掲示や校内放送で紹介したり、縦割り班活動を充実させたりする。
- ☐ よりよい学級、学年集団、学校をつくるための児童の主体的な活動の場を保障し、達成感を味わわせる。

(8) 家庭や地域の方との連携

- ☐ 学年・学級懇談会等での話し合い。
- ☐ サポートーズや外部組織をはじめとする関係機関との連絡と報告。
- ☐ 「いじめ対策に関する保護者向けハンドブック」活用 H28.7 日本PTA全国協議会発行

(9) 特に配慮が必要な児童への対応

特に配慮が必要な児童については、日常的に当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する適切な指導を組織的に実施する。

また、異なる校種間の連携をさらに進め、配慮が必要な児童について情報共有を行う。

(10) いじめ防止及び早期発見と対応に向けた組織と具体的な取組

「いじめ防止対策推進法」第22条に基づき、本校のいじめ防止等に関する措置を実効的に行うために、下記の関係者からなる「いじめ防止対策会議」を置く。

「いじめ防止対策会議」

○校内職員 校長、教頭
教務主任、養護教諭、生徒指導主任、人権・同和教育主任
加害及び被害児童担任

○校外関係者 市教委、SC、SSW、校医

【具体的な取組】

- 本校のいじめ防止基本方針の策定、修正
- いじめ防止基本方針に沿った実践と検証
- いじめに係わる情報収集
- いじめ発生に係わる全職員への情報提供
- 第1次緊急会議に向けた報告の準備
- 第1次緊急対応会議の引き継ぎ
- 校内研修の企画、運営

3 早期発見の取組

(1) いじめを見逃さない

①児童の気持ちを共感的に分かろうとする。

一人一人を人格のある人間として向き合い、人権を守り尊重した教育活動を行わなければならない。そのためには、人権感覚を磨き、児童の言葉をきちんと受けとめ、児童を見守るという姿勢が大切である。特に、配慮を要する児童に気付き、児童の些細な言動から、その表情の裏にある心の叫びを敏感に感じとれるような感性を高めることが求められている。そのためには、前述2(2)の視点で児童を受けとめることが大切であり、共感的に児童の気持ちや行動・価値観を分かろうとするカウンセリング・マインドを高めることが必要である。

②いじめのサインを見抜く。

学校で（教室・廊下・保健室など）のいじめのサイン	
●教科書・ノート・履き物等の持ち物が紛失する。	●教室に入れず、職員室の近くにいる。
●机にいたずらされたり、持ち物が隠されたり、ゴミ箱に捨てられたりする。	●視線を合わせようとしない、おどおどしている。
●本人の机や椅子、関係した掲示物が傷つけられたり落書きされたりする。	●給食を残す、食欲がなくなる。
●仲間に入れず、ぼつんと一人である。	●保健室や職員室から教室に戻りたがらない。
●遅刻等が増える。	●衣服の汚れや破れ、擦り傷などが見られる。
●話しかけても無視されている様子がうかがえる。	●急に沈み込んだり泣いたり、情緒が不安定になる。
●授業中の発言で嘲笑、どよめきが生じる。	●文字や絵が乱雑になる。
●教職員から離れようとせず、何か訴えたいような行動をとる。	●学習意欲や成績が低下する。
●突然、あだ名がつけられる。	●急に体調不良を訴える。

(2) いじめ発見の手立て

①アンケートQ Uの実施

- ・年2回アンケート実施し、学級や個に対して具体的な手だてを考え、安心して生活を送ることができるようにする。

②教育相談

- ・1学期、2学期に教育相談週間を設け、児童と一対一で話をする時間を保障する。
- ・事前のアンケート調査（①のアンケート調査を兼ねる）をもとに教育相談を進める。
- ・上記の教育相談に限らず、日常的に声をかけて状況を把握する。児童の言葉の背景にある思いをわかろうとする。「先生に話しても、何もしてくれない」と思わせない。

③日々の観察

- ・休み時間や昼休み、放課後など機会をとらえて児童の遊びの様子や言動、眼差し等に目を向け、児童の実態把握の一つとする。

④日記や作文

- ・課題を自由にしたり、ときには暮らしを見つめさせるようなテーマを与えたりして日記や作文を書かせることで児童の実態把握の一つとする。

⑤啓発

- ・「いじめは人権侵害であり、決して許される行為ではない」ことや「いじめは、刑罰法規に抵触するものもある」こと、さらには、いじめの具体的な内容等を知らせる。
- ・相談の窓口を知らせ、教室に掲示しておく。

(3) 早期発見に係わる組織

①教職員間の情報交換

- ・普段の情報交換を大切にする。特に学年部での情報交換を重視する。
- ・職員会議や打ち合わせ等で児童の情報を提供し合う。
- ・養護教諭や支援員からの情報を共有する。
- ・児童からの情報を活用する。

②特別支援教育コーディネーター

- ・児童の実態を把握し、適切な支援の助言をする。
- ・支援が必要となる児童のために個別の対応体制をつくる。

③スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー

- ・SC、SSWを効果的に活用する。
- ・担任とのコンサルテーションを大切にし、児童理解の一助とする。

④保護者からの訴えに係わる窓口の一本化

- ・教頭、養護教諭を窓口として、いじめの通報や情報に対応する。
- ・全教職員へ報告し周知を図る。

(4) 家庭や地域との連携

①家庭との信頼関係は聴く姿勢から

- ・学校だよりや学年だより、HPにより子どもたちの活動を知らせる。
- ・いじめ等に係わる学校の考え方を周知する。(PTA総会や諸会合、学校だより等で)

家庭でのいじめのサイン例	
●部屋でぼんやりすることが多い。	●家から金品を持ち出すことがある。
●口数が少なくなり、学校のことや友達のことを話さなくなる。	
●食欲がなくなり、今までになく疲れや睡眠不足を訴えるようになる。	
●朝、腹痛や頭痛を訴え、登校を渋る。	●転校したい、学校をやめたいと訴える。
●携帯電話やパソコンに嫌がらせメールがある。	
●体への傷やいたずらの痕跡がある	●衣服の不必要な汚れがある。
●保護者来校を拒絶する。	●教師や友達への批判が増加する。
●過度にネットに対応する。	●外出したがない。

②地域との連携

- ・学校だよりやHPで教育活動を知らせる。
- ・登校時の立哨等を通した児童の情報を得る。
- ・「放課後子ども教室」等のスタッフ会等で情報を得る。

地域で見られるいじめのサイン例	
●登下校中に特定児童が、他の児童の荷物等を過度に持つ。	
●一人だけ離れて登下校している。	●故意に遅れて登校している。
●地域の公園や道路、空き地等に一人でボツンとしている。	
●公園や空き地等で、一人の子を何人かで取り囲み、言い合ったり、こづいたりしている。	
●コンビニや地区の商店等で、物品や飲食料をおごらされている。	

4 いじめに対する具体的な措置

(1) 組織で対応し、被害児童を守り通す

- ①いじめを発見、相談を受けた場合は、すみやかに「対策委員会」に報告する。
 - ②被害者、いじめを知らせた児童の安全を確保する。
 - ③マニュアルに従って役割分担と対処方法を進める。
 - ④事実確認後は、市教委、保護者に連絡。犯罪行為は、ためらうことなく警察に相談する。
- ※被害児童と加害児童が同じ学校に在籍していない場合、被害児童、加害児童、その保護者へ適切な支援、指導、助言ができるよう、学校相互間の連携協力体制を早急に構築する。

独自の判断は禁物！ 素早く対応

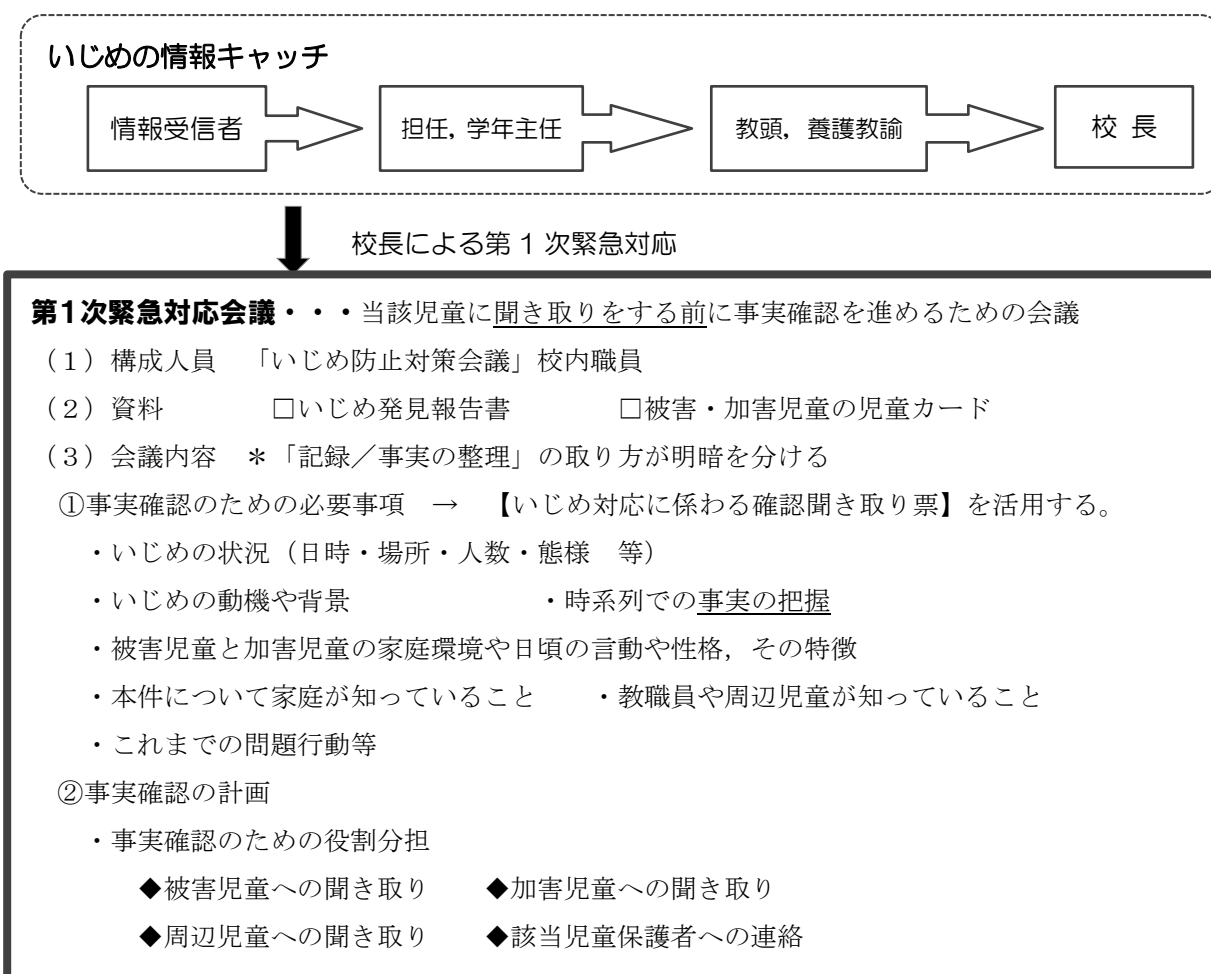
- ×「様子を見よう」「悪ふざけだろう」「単なるけんかだろう」等の考えは捨てる。
- ★「いじめは絶対に許されないもの」という認識に立つ。
- ★「早期かつ即時対応」と「組織的対応」の認識に立つ。
- ★「いじめられている子どもの側に立つ」ことを大前提にして判断する。
- ★「小さな芽を小さいうちに摘む」ことを重視する。

いじめの態様・・・毅然とした対応をとることが必要

《抵触する可能性のある刑罰法規》

- ☆冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる・・・脅迫、名誉毀損、侮辱
- ☆仲間外し、集団による無視（刑罰法規には抵触しないが、毅然とした対応が必要）
- ☆軽くぶつかられたり遊ぶふりをしてたたかれたり蹴られたりする・・・暴行、傷害
- ☆ひどくぶつかられたりたたかれたり蹴られたりする・・・暴行、傷害
- ☆金品をたかられる・・・恐喝
- ☆金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする・・・窃盗、器物破損
- ☆いやなこと、恥ずかしいこと、危険なことをされたりさせられたりする・・・強要、強制わいせつ
- ☆パソコンや携帯電話で誹謗中傷やいやなことをされる・・・名誉毀損、侮辱

(2) いじめ対応の基本的な流れ



事実確認の実施 → 【第1次緊急対応会議における聞き取り票】

(1) 被害児童への聞き取り

☐教職員は、いじめられている辛さ、孤独感、孤立感にしっかり寄り添って聞き、被害児童を徹底して守ることを伝える。

☐話したがる児童には、心配していることを伝え、「全力でいじめからあなたを守る」という教師の姿勢を示し、訴えてきた場合と同様に対応する。

☐把握したい事実関係

- ・いつ頃からか ・だれがどんな行為をしたか ・その時どう感じたか
- ・今どう思っているか ・周りの人の様子はどうか

※事実関係の把握のみに限る。事情聴取にならないように配慮する。

(2) 加害児童への聞き取り

☐いじめを行っているときの気持ちなどについて聞く中で、自らの行為の不当性に気付かせていく。

☐いじめと感じていなかったり認めようとしなかったりする際は、威圧的にならず、受容的に聞く。(正義感から理詰めで追い詰めていくことは避ける。あくまでも、子どもは過ちを犯しながら成長していくという、発達への理解をもって受容的に聞く。)

☐把握したい事実関係

- ・いつ頃からか ・だれにどんな行為をしたか
- ・動機や理由(正当化に注意しながら)を聞く ・その時どう感じたか
- ・今どう思っているか ※その子がいじめに至った背景を知る努力をする
- ・周りの人の様子はどうか

※児童は内面に様々な不満や不安を抱えている場合が多いことを認識しておく。

(3) 周辺児童への聞き取り

☐この段階では、事実を確認するのであり、周辺児童の行動に対する善悪の判断はしない。

☐内容に矛盾がないかどうか、慎重かつ多面的に検討し、事実を明らかにする。

(事実確認終了後、対応会議を受け、時と場を考慮して指導する。)

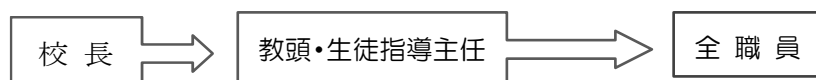
(4) 被害児保護者、加害児保護者に対して

☐直に会って面談を行う。

☐保護者の立場や心情に十分に配慮し、現状と今後の具体的な対応を説明する。

☐保護者が心配していることを明らかにして、終息に向けた今後の見通しについて説明していく。

いじめの情報周知



第2次緊急対応会議・・・具体的な指導方針や指導体制、対応策の決定と実践

(1) 構成人員 第1次緊急対応会議のメンバー

(2) 会議内容 具体的な指導方針及び指導体制の決定

①指導方針及び指導体制の決定

- ・被害児童、加害児童、周辺児童、両保護者への指導方針と具体的対策を決定し、担当を明らかにする。

②実際の対応 → 【対応記録票に記録】

- ◆被害児童への対応班 → 学年主任・担任・養護教諭・スクールカウンセラー
- ◆加害児童への対応班 → 学年主任・担任・生徒指導主任・
- ◆周辺児童への対応班 → 学年主任・教頭・学年部
- ◆該当児童保護者への対応班 → 校長・教頭・学年主任・担任

対応についての周知



- ・会議の具体的な指導方針や指導体制を受けて、いじめ解消を確認するまで、全職員で指導や見守りを継続する。

(3) 具体的な対応

被害を受けた児童対応班

- ◇辛さや苦しさに共感的理解を示し、いじめ防止への強い姿勢を伝える。
- ◇具体的な解決策や加害児童の指導対応などを知らせ、不安や心配を除く。
- ◇いじめ解決まで、学校全体で擁護することを伝え、今後の支援を約束する。
- ◇自分の保護者や加害児童に対するはたらきかけについて、意志を尊重する。

問題を起こした児童対応班

- ◇行った行為やいじめの意図等について、中立の立場で冷静に確認する。
- ◇グループへの対応の場合には、個別指導と並行して、共通理解をもって聞き取りする。
- ◇いじめ根絶に向けた心の涵養を図り、再発することがないように心を育てる。
 - ・行為そのものは重大な人権侵害であることを押さえておく。
 - ・被害児童の苦しさや不安などを具体的に伝える。
 - ・何がいじめなのか、なぜいけないのか、十分説明する。
 - ・自分のしていることについての、今の気持ちを聞き、正しい方向性について一緒に考える。
- ◇きちんとした謝罪とその方法、今後の決意を明らかにさせる。
- ◇長所を意識させ、それを生かす生活の在り方や考え方について確認する。

周辺児童対応班

- ◇いじめの被害者の気持ちを考えさせ、いじめの卑劣さを理解させる。
- ◇はやしたてる行為、見て見ぬふりをするのもいじめであることを再度確認させる。
- ◇いじめを発見した場合の具体的な通報の仕方について再度確認する。
- ◇いじめを止める、知らせる行為がいかに正義に基づいた勇気ある行為であるかについて指導する。

被害児童保護者対応班

- ◇確認した事実関係を正確に伝え、必要な場合は、学校としての謝罪を行う。
- ◇再発防止策、支援方針、今後の対応について、具体的に説明し不安を除く。
- ◇学校と家庭の今後の対応について、共通理解をもつ。

加害児童保護者対応班

- ◇確認した事実関係を正確に伝える。
- ◇今後の学校としての対応について説明し、共通理解を得る。
- ◇謝罪について相談の上、確認する。

◎複数で対応。 全て、時系列で事実のみを記録を取る。(裁判にかかわることもある)

◎完全ないじめ解消を全教職員で確認する。

(4) インターネット上のいじめへの対応

- 法務局や警察の協力を求める。ネット上に本校及び本校児童に係る不適切な書き込み等(名誉棄損, プライバシー侵害, 誹謗中傷等)を発見した場合は、ただちに削除し、拡散を防ぐ。
- 児童の生命や財産等に重大な被害が生じる恐れがあるときには、直ちに雲南警察署に通報し、適切な支援を求める。
- 雲南省教育委員会に報告するとともに、三刀屋中学校や近隣の小学校にも連絡を入れる。
- ◆情報セキュリティポリシーに係る学習会を児童と保護者に実施し、情報モラル教育を推進する。
 - ・児童に対しては、第5学年で学習する。
 - ・保護者に対しては、最新のネット社会の現状と課題を伝えていくようにする。

一つの行為がいじめの被害者にとどまらず、学校、家庭、地域社会に多大な影響を与える可能性がある。刑法上、民法上の対象となりうる。重大な人権侵害であり、深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させる。

5 重大事態への対処

(1) 「重大事態」とは（「いじめ防止対策推進法」より）

いじめにより

- 当該児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 当該児童が相当の期間（不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

※ただし、児童が一定期間連続して欠席している場合には、上記目安に係らず、迅速に調査する。

- 児童や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、いじめの結果ではないと考えたとしても、報告・調査を開始する。学校→市教委→県知事
- 調査主体（市教委、第三者委員会）への情報提供
- 再発防止策
- 調査結果の報告

〈 重大事態と想定 〉 注「疑い」が生じた時点で調査を開始する

- ×児童が自死を図った場合
- ×身体に重大な傷害を負った場合
- ×金品等に重大な被害を被った場合
- ×精神性の疾患を発症した場合

(2) 調査組織の設置と調査の実施

- 本校第1次緊急対応会議のメンバーを母体に、雲南市教育委員会の支援と協力を仰ぐ。
 - 具体的な調査組織の構成員については、雲南市教育委員会の指示を仰ぐ。
- （弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家、カウンセラー等）

被害児童・保護者に対する調査方針の説明

調査実施前に、被害児童及びその保護者に対して、以下の①～⑥の事項について説明する。説明を行う主体は、市教育委員会や学校が行う場合が考えられるが、状況に応じて適切に主体を判断する。

- ①調査の目的・目標
- ②調査主体（組織の構成、人選）
- ③調査時期・期間
- ④調査事項
- ⑤調査方法
- ⑥調査結果

市教育委員会または学校は、被害児童やその保護者に対して、調査により明らかになった

事実関係について、適時・適切な方法で、経過報告を行う。情報の提供にあたっては、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分に配慮し、適切に提供する。

(3) 校内の連絡と報告体制について

- ☐ 校内における連絡・報告体制は、第1次緊急対応会議の報告体制及び「本校緊急対応マニュアル」内の「学校事故対応マニュアル」に基づいて行う。
- ☐ 重大事態の事実関係、その他必要な情報等について、直ちに雲南市教育委員会に報告する。

(4) 外部機関との連携

- ☐ 雲南市教育委員会の指示のもとに、雲南警察署、出雲児童相談所等と連携を図る。
- ☐ 雲南市教育委員会の指示のもとに、事実関係の調査や事後対応、発生の防止等について具体的な対応を行う。

6 教育相談体制と生徒指導体制について

(1) 教育相談の基本的な考え方と活動計画

- ☐ 児童へのアンケート等による日頃からの情報収集を重視する。
- ☐ 1, 2学期に行われる教育相談週間を有効に活用することはもちろん、普段から声をかけ、関係づくりを図る。(ブリーフセラピー等の活用)
- ☐ 職員会議終了後に、学年主任者会を開催し、児童について、また学級・学校についての問題の早期発見に努める。
- ☐ 職員が児童に関する情報を積極的に発信し、様々な生活場面での児童の情報を得るようにする。
- ☐ 児童の相談窓口として、スクールカウンセラーの活用や相談ポスト等の周知を図る。

(2) 生徒指導の基本的な考え方と活動計画

- ☐ 日頃の学習や学校生活の充実を第一に考える。
- ☐ 気付いた問題場面や学校課題には即時に対応し、全職員へ案件を周知する。
- ☐ 年間計画に基づき、児童へ統一された指導を行う。
- ☐ 問題場面や学校課題が解決された場合は、その終息を全職員で確認する。
 - ・ 職員会議、臨時の職員集会等を活用
 - ・ 事案により、校長、教頭、生徒指導主任から報告

7 校内研修

(1) いじめに関する研修の基本的な考え方

- ☐ いじめ防止といじめ対応に係わる研修会を、年間の研修計画に位置付ける。
- ☐ 人権・同和教育の日常化に向けた研修を行うとともに、児童の道徳性や道徳的な実践力の向上に係わる研修を大切にする。
- ☐ PTAと連携し、児童の発達課題や成長、家庭教育の在り方等に関する研修の機会を設ける。
- ☐ 児童一人一人が認め合い、高め合えるような学級経営や授業実践等に係わる研修の場を設定する。

(2) 具体的な取組

- いじめ理解、本校のいじめ発見や組織的な対応の在り方、本方針の周知を目的とした研修会を年度当初に行い、教職員の共通理解を図る。
- 人権・同和教育の日常化に向けて具体的な生活場面の捉え方や道徳性や実践力の向上に係わっての研修について、人権・同和教育主任や道徳主任と連携して進めていく。
- 児童の発達課題や成長、家庭教育の在り方等に関して、講師を招聘して研修会を実施する。
- 児童一人一人が認め合い、高め合えるような学級経営や授業の実践について、校内研究に併せて研修する。

8 定期的な評価 PDCA

(1) いじめ問題への対応と評価の基本的な考え方

- 児童に対しては、自分の学校生活をふり返って、定期的に学習や学校生活における心の有り様を中心にアンケート調査を行うようにする。その際は、分かりやすい設問の設定を心がける。
- 保護者に対しては、学習公開日や学校行事等の来校時にアンケート調査を行うなど、定期的な評価を位置付け、こまめに情報を得るようにする。
- 教職員に対しては、日々の教育実践と児童への向き合い方について聞き、課題となる事項をとらえ、改善に取組めるようにする。
- 学校評価等を通して得た情報のうち、緊急性のある事案については即時に対応し、改善を図る。

(2) 家庭や地域との連携

- 学校だより等で学校評価の分析結果やいじめに係る実態を広報する。
- 家庭や地域よりいじめの情報があつた場合には、いじめ防止対策会議を機能させ、事実関係把握と早期解決に向けた対応を行う。

(3) PDCAサイクルによるいじめ防止に係る学校体制の推進

- 本方針に基づく評価を定期的に行い、計画、実行、検証、計画の見直しを行う。
 - ・短期評価・・・ステージごとの定期的な児童アンケートや情報交換等に基づき、児童の実態や対応体制を確認したり改善したりする。
 - ・中期評価・・・各ステージ内で、児童へのアンケート調査、教職員による取組み評価アンケート調査を実施し、各期間の実態や変容をとらえ、対応や体制等を改善する。
個人面談や学校評価で得られた情報を分析して改善する。
 - ・長期評価・・・中・短期評価をもとに、本方針を見直し、改善を図る。

9 その他

(1) ゆとりを持ち、児童と向き合える時間の創出

- 教育活動や校務の精選を図り、児童と対話できる時間、児童の指導改善に役立てる時間を創出することに努める。
- 教職員の分掌の適正化を図る。
- 取り出し指導や担任が出張時等の代替指導など、授業支援のサポート体制の整備を図る。

(2) 指導力の向上

- 「学習指導力」「生徒指導力」「特別支援教育力」の向上を念頭に置き、日々の研鑽に努める。
- めあてと付けたい力を明らかにして、日々の授業と生徒指導に取り組む。
- 日々の実践を謙虚にふり返り、向上するよう改善を図る。

(3) スポーツ少年団、塾との連携

- スポーツ少年団での活動も、児童の健全な育成につながるものとしてとらえ、各スポーツ少年団や関係保護者を通して、連携や共通理解を図る。
- 問題となる事案が発生した場合は速やかに報告していただくようにし（窓口は教頭）、校内の場合と同じように対応していく。

(4) 交流センターや子ども会等との連携

- 三刀屋っ子を育てる会主催の行事や地区等の行事への積極的な参加を促し、異学年交流、異世代交流が円滑に行えるよう支援する。
- 問題となる事案が発生した場合は速やかに報告していただくようにし（窓口は教頭）、校内の場合と同じように対応していく。

「いじめが解消している」状態とは

- ①いじめに係る行為が止んでいること
 - *少なくとも3か月を目安とする
 - *再発する可能性がありうる
- ②被害児童が心身の苦痛を感じていないこと
 - *児童及び保護者に対し、面談等により確認する

平成26年3月 策定
令和 3年1月 修正

10 年間計画

月	教職員を主体とした取組	児童を主体とした取組	連携
	職員朝礼、職員会議情報交換 ＳＣとの相談 相談窓口の公表 学校だより 道徳授業の充実、人権学習	あいさつ運動 昼の放送 児童会専門委員会 給食 清掃活動 社会科、道徳、学活 授業における人権意識を高める学習	学校だより ＨＰ
4	情報交換 基本方針の共通理解 ＰＴＡ総会、学級懇談会	連休前のくらし ネットモラル	ＰＴＡ総会 学級懇談会
5		運動会	
6	水泳指導 カウンセリング研修 教育相談 個人面談	アンケートＱＵ アンケート	個人面談
7		サンレイク研修	
8	アンケートＱＵ研修		
9	学期末評価		
10		修学旅行	
11		学習発表会 アンケートＱＵ	
12	個人面談		個人面談
1			学校評価
2			
3	学期末評価	アンケート	

資料

問題事象の生起

1 初動の取組

初期の対応

※ 対応のための協議

※ 人権侵害のおそれがある場合 → 状況を止める

事実確認

- ① いつ、どこで、誰が、誰に対して、何を、どうしたのか
- ② その時、その場に居合わせたのは誰か
- ③ それはどのような状況のもとであったのか
- ④ その出来事がある以降、どのような経過で現在に至っているのか

被害を受けた人への初期の対応

思いの受け止め

↓
支える体制づくり

連絡・報告

当該の教育現場

↓
所管する教育委員会

2 連携による分析と方針の策定

<教育現場・関係行政機関等による協議の開催>

- ① 事実確認に基づく情報の共有
- ② 分析のための聞き取りの実施(必要に応じて追加の事実確認)
- ③ 背景・要因の分析と問題の本質の明確化
- ④ 問題解決のための取組の方針の決定
- ⑤ 取組の役割分担の決定

3 問題解決に向けた取組

被害を受けた人への取組

- ・ 思いを受け止め、支える
- ・ 解決への道筋を提示する
- ・ 解決への展望を持たせる

教育現場としての課題解決に向けた取組

- ・ 問題事象が及ぼしていた影響を検証して教育活動を見直し、課題を明確化する
- ・ 課題解決のための具体的な取組を策定する
- ・ 取組を検証し、評価する

問題を起こした人への取組

- ・ 自らの課題に気づかせる
- ・ 問題解決の取組や指導の過程を提示する
- ・ 資質向上や本人の改善につながるような指導を実施する